

定款

鑫焱株式会社

鑫焱株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、鑫焱株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1)一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、一般乗合旅客自動車運送事業
- (2)特定旅客自動車運送事業
- (3)旅館斡旋業
- (4)賃貸別荘、貸ビル、旅館、ホテルその他の宿泊施設の経営
- (5)住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業
- (6)各種勉強会の開催、会員間の情報交換及び相互交流
- (7)旅行業法に基づく旅行業、旅行業法に基づく旅行サービス手配業、旅行業法に基づく旅行業者代理業及び旅行の企画、立案、コンサルタント業務
- (8)キャンプ場、公園、マリーナ等のレジャー施設、スポーツ施設、美術館、プラネタリウム等の文化施設及び研修教育施設の運営及び賃貸
- (9)文化、研究、芸術、スポーツ等の国際交流事業の企画、立案及び実施
- (10)木工加工品の製造業務及び販売業務
- (11)宝石、時計、貴金属製品、皮革製品及び装身具の販売及び輸出入業務
- (12)スポーツ用トレーニング機器、運動競技用具、スポーツ用衣服の製造、販売、輸出入及び賃貸
- (13)木材の販売、生産、加工、委託販売及び輸出入業務
- (14)自動車・自動二輪車・自転車・電動自転車・船舶並びにその部品の販売及び輸出入業務
- (15)食料品・清涼飲料水・たばこ・切手・印紙類・酒類・穀物類・土産品類の販売及び輸出入業務
- (16)倉庫業、貨物自動車運送事業並びに貨物運送取扱事業
- (17)古物売買並びに古物品の受託販売及び輸出入業務
- (18)プラスチック加工製品、ゴム製品、繊維製品、鉄・非鉄加工製品、紙製品の輸出入業務
- (19)プラスチック原料、ゴム原料、繊維原料、鉄・非鉄原料及び製紙原料の輸出入業務
- (20)生鮮食品、保存食品及び加工食品の加工、販売
- (21)化粧品、食料品、菓子類、飲料品の販売及び輸出入業務
- (22)飲食店及び喫茶店の経営
- (23)各種商品券、チケット、割引優待券の販売及びその斡旋業
- (24)前各号に附帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県名古屋市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、5万株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、代表取締役の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当社の株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第10条 当社の発行する株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当社に提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、住所、氏名又は名称及び印鑑を当社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(招集通知)

第15条 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに、書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに、議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するもの

とする。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社に置く取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第22条 取締役の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する他の取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当会社に取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により、代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長と定める。

2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を代表取締役とし、社長とする。

3 社長は、当会社の業務を執行する。

(報酬等)

第25条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第28条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金600万円とする。

2 当社の成立後の資本金の額は、金600万円とする。

(最初の事業年度)

第29条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和7年9月30日までとする。

(設立時役員)

第30条 当社の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時取締役 楊 稀稀

設立時代表取締役 楊 稀稀

(発起人の氏名ほか)

第31条 発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引き換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

住所 愛知県名古屋市昭和区向山町1丁目18番地の3

楊 稀稀 300株 金300万円

住所 愛知県名古屋市昭和区川原通1丁目25番地(グリーンコーポ川原通501号)

童舸 勒格 300株 金300万円

(法令の準拠)

第32条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、鑫焱株式会社設立のため、発起人の定款作成代理人である行政書士法人アトラス総合事務所 代表社員 井上 修 は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和6年9月30日

愛知県名古屋市昭和区向山町1丁目18番地の3

発起人 楊 稀稀

愛知県名古屋市昭和区川原通1丁目25番地(グリーンコーポ川原通501号)

発起人 童舸 勒格

上記発起人の定款作成代理人 行政書士法人アトラス総合事務所 代表社員 井上 修